

第5章 盲ろう学生の教育・日常生活支援専門家養成研修カリキュラムの開発に向けての検討

本章では、カリキュラム開発に向けてその項目について検討した。

1. 盲ろうについての基礎知識

2. 盲ろうの理解（盲ろうの疑似体験を通して）

3. 盲ろう学生の教育・日常生活支援

盲ろう学生に対する情報保障とは？

まず、盲ろう学生の教育・日常生活支援の1つとされる情報保障とは、一般に言われている「情報保障」とは大きく異なってくる。これを、矢田・門川(2004)¹⁾が述べる盲ろう者に対する「通訳」に置き換えると次のようになる。

すなわち、「相手の言葉や手話や手書き文字などのコミュニケーション方法に変換して伝える」ということだけでは、盲ろう者に対する通訳としては不完全であるということである。

盲ろう学生の情報保障についても同じであり、盲ろう学生にとっては講義で出てきた言葉をそのまま伝えられただけでは、講義の全体像や周囲の状況を正確に理解することは極めて難しい。それは、言葉は、言葉以外の情報（例えば、討論における話し手の音声以外の音声、バックグラウンドノイズ、音声の高低、男性の声・女性の声、大人・子ども・高齢者など）の上に聞き手に伝わるからである。これは、聴覚障害学生に対する要約筆記の中に見られる講義内容だけでなく講義室での「音（例えば、講師の話にみんなが笑った、携帯電話が鳴った等）」をも伝える、また視覚障害学生に対する状況説明の中に見られる「今、誰が入ってきた」ということまで伝えるという考え方と同じである。つまり、盲ろう学生に対する情報保障とは、盲ろう学生と外の世界とを繋ぐ役割を担うのである。

矢田・門川(2004)は、これらと同じような考え方で、盲ろう者に対する通訳とは、「言葉及び言葉以外のものを（理想的には）すべて言葉に（あるいはその他の表現方法に）変換し、盲ろう者に伝えていく行為」と結んでいる。

盲ろう学生の教育・日常生活支援専門家の役割とは？

盲ろう学生の教育・日常生活支援専門家は、盲ろう者の通訳・介助者と同じ役割を担うことが考えられるが、その役割とは矢田・門川によれば「コミュニケーションの仲介者として、情報の受け手（＝盲ろう者（盲ろう学生））に情報の送り手からのメッセージ、およ

びその意図を正確に伝える」ことである。高等教育機関においては、講義・演習時の情報保障は勿論のこと、講義担当教官と盲ろう学生本人との意思疎通を図るための仲介ういする必要がある。

盲ろう学生の教育・日常生活支援専門家に求められる技術

矢田・門川(2004)によれば、教育・日常生活支援専門家(通訳・介助者)に求められる技術は、次の4つが上げられるという。

- 各コミュニケーション方法そのものの技術
- 情報伝達の技術
- コミュニケーション環境の確保のための技術
- 手引き歩行の技術

この4つの項目について、矢田・門川の説明に基づいて高等教育機関における盲ろう学生の現状に即して検討した。

各コミュニケーション方法そのものの技術

聴覚障害学生においては、手話、聴覚、口話など、視覚障害学生においては、音声、点字、拡大文字というように、個々に適したコミュニケーション方法があると同じように、盲ろう学生においても触手話(手話)、触指文字(指文字)、指点字、補聴器または人工内耳を通して音声というように、全ての盲ろう学生が同じコミュニケーション方法を用いている訳ではない。そこで、それぞれのコミュニケーション方法に対する担当者の理解及び技術、何をどのように伝えるかに関わる技術(速さ、正確さ、語彙の多様さ)は最低必要とされよう。

情報伝達の技術

話し手の言っていることをそのまま通訳して盲ろう学生本人に伝えているだけでは、話し手が何を意図し、話しているのか、何を強調したいのかが伝わらないことが多い。

ここでは、まず、「何を伝えるのか」が問題となってくる。そこで、可能であるならば、講義時の情報保障にあっては、この講義を熟知しているまたはその講義の専門分野にある人が情報保障を担当することが望ましいと考えるが、無理な場合は担当者用にレジюмеなど資料があると良い。

次に「話し手が誰であるのか」をはっきりさせること、特にディスカッションの場合は、複数の人が同時に話すことも少なくない。その場合、今誰が話しているのかをしっかりと伝えてから情報保障を行う必要がある。

3番目に、話し手の話を通訳するとは別に「補足説明」をする必要がある。矢田・門川

によれば補足説明が必要な場面は4つある。但し、状況説明と異なるのは、講義に直接関係のある情報提供という点である。

- a) 盲ろう学生(者)が、話し手の意図を伝達できなかった場合
- b) 質問の受け手が不明な場合
- c) その他。盲ろう学生(者)の理解が全体の会話(講義の内容)と食い違いをみせた場合
- d) 盲ろう学生(者)自身が通訳・介助者に確認する場合

補足説明で問題となるのは、「いつ何を補足するか」というタイミングであり、その際、盲ろう学生の表情を常に観察し、必要あれば本人に確認することが肝要である。

4番目に**状況説明**について、これは本来視覚障害者の情報保障で用いられているものであるが、盲ろう学生についても必要とされぬものであり、今、実際に起きている視覚的な出来事を伝えることであり、講義時の情報保障においては講義の内容以外の情報に関連してくる。例えば、講義に初めてきた場合は、講義を行なう部屋がどんな部屋か、どんな人が一緒に受講するか、人の出入り、物の出入りがあった場合に、誰が入ってまたは出て行ったか、どんな物が入ってまたは出ていったか、講義中、講師の発言に対して受講者がどんな反応をみせたか(笑ったか)を伝える必要がある。

最後に、全ての講義内容を伝えるためにできる限り要約は避ける。そのためにも講師にはゆっくり話してもらうよう、また時々こちらの情報保障の速度にも配慮していただけるようお願いする必要がある。

コミュニケーション環境の確保の技術

矢田・門川によれば、これには3つの技術があるという。

すなわち、

- a) 状況の管理
- b) 理解の確認と把握
- c) 発言コンディションのサポート

まず、**状況の管理**については、盲ろう学生本人の読み取りスピードに合わせて、講師の話す速度を遅くしてもらったり、情報保障の状況によっては、一時中断してもらったりする。また、用語などわかりにくい言葉などは、別の言葉で意味を説明してもらったり、図表などは言葉でわかりやすく説明してもらうようお願いすることが考えられる。

2番目の**理解の確認と把握**については、盲ろう学生本人に、講義での情報が確実に伝わっているかどうか、講師の話が理解できているかどうか確認及び把握をするものである。

3番目の**発言コンディションのサポート**は、もし盲ろう学生が講師から発言を求められ

たあるいは、ディスカッションなどで意見を求められた時など、その発言のタイミングを伝えること、その際の声量や顔の向き、話す相手に合わせたコミュニケーション方法の選択を支援することである。

手引き歩行の技術

盲ろう学生の情報保障が、単に講義の際の情報保障に限らず、「盲ろう学生本人と外の世界を繋ぐ」という意味を含めるのならば、講義室から別の講義室への移動、登下校の際の移動における手引き歩行も支援の1つに含められるべきであろう。本研究で取り上げた2つのケースにおいてはどちらも聴覚障害に加え、進行性の視覚障害を有しており、特に夜間の歩行が困難となってきたことから、特に夕方、夜間の時間帯の講義時の移動については支援が必要になってくるものと思われる。また、全盲の状態については終日、このような支援が必要となろう。視覚障害のみであるならば、音である程度判断できるが、盲ろうの場合が音も入ってこない状態であり、そのためには移動に介助が必要となってくる。手引き歩行の技術習得については、盲ろう専門の歩行訓練士の指導を仰ぐことが肝要である。

4．盲ろう学生が学ぶ高等教育機関の環境整備

第4章でも述べたように、情報保障だけに留まらず、盲ろう学生が学ぶ大学など高等教育機関の環境整備についても教育・日常生活支援専門家が中心となって調整し、学内の関係者に協力を依頼する必要がある。

すなわち、

環境整備（寮，学内，校舎）において、適切な明るさの確保・段差におけるマーカー設置、危険箇所の排除を行なうこと。

支援機器整備において、学生の状況に応じ、必要な支援機器を整備する（拡大読書機、補聴援助装置（FM補聴器など））。

講義方法への工夫

- ・聴覚障害学生及び視覚障害学生に対するこれまでの講義方法、支援方法を利用するとともに、個々の盲ろう学生に合わせた方法を工夫する必要がある。

5．カリキュラム構築の留意点

高等教育機関に在籍する盲ろう学生の教育・日常生活支援専門家養成研修カリキュラムを構築する際、次のような項目が考えられる。

盲ろうの基礎知識

- ・視覚障害の生理・病理

- ・聴覚障害の生理・病理
- ・盲ろう者とは？（概論）

盲ろうの理解

- ・盲ろうの疑似体験実習・演習
- ・盲ろう介護実習・演習

盲ろう学生の教育・日常生活支援

- ・盲ろう学生のコミュニケーション
- ・講義演習時の情報保障
- ・情報保障の実習
- ・講義演習時の介護実習

文献

- [1] 矢田礼人・門川伸一郎：通訳介助理論. 平成 16 年度盲ろう者ガイドヘルパー指導者研修会資料.2004.